

令和 4 年度 [秋] 代価表

[令和 5 年 1 月 10 日以降通知（公告）適用]

上越市ガス水道局

取扱いの注意

1. 本代価表は、上越市ガス水道局が発注する令和5年1月10日以降に通知（公告）する建設工事の積算に適用する。
2. 本代価表は、公共工事の工事費の積算に用いるため上越市ガス水道局独自の調査に基づき定めた単価を記載したものであり、個々の契約における単価を拘束するものではない。
3. 本代価表に記載されている単価は、消費税相当額を含んでいない。
4. 本代価表における「県単価」とは、令和4年10月20日以降適用の「新潟県土木工事等基礎単価表」の価格である。なお、この単価は次回改定まで適用する。
5. 本代価表における「水道事業実務必携」については、令和4年度水道事業実務必携に掲載されている歩掛を使用している。
6. 本代価表における「県積算基準」については、令和4年10月20日以降適用の新潟県土木部積算基準に掲載されている歩掛を使用している。